

古代大宰府の軍事的機能

「防人とその役割」

私は古代大宰府の歴史を、対外的機能・軍事的機能・管内支配機能という3つの役割から考える試みを続けています。ここでは、そのうちの軍事的機能について少しみてみましょう。

九州においては、白村江敗戦翌年の天智天皇3(664)年、吉岐・対馬・筑紫国などに「防」(防人の配備地)と烽(のろし)を置き、また筑紫に水城を築いたことが、『日本書紀』という書物にみえています。さらにその翌年には大野城・椽城(基肆城)を築いた

こともみえます。私は、こうした白村江敗戦後の措置が、後の大宰府における軍事的機能の淵源になったのではないかと考えています。もちろんそれは以前から大陸や半島に最も近い位置にあった筑紫が担ってきた軍事上の役割を背景としたものだったでしょう。

さて、ここで「防」と表記された防人については、関連する記録が『日本書紀』に5点確認できます。『日本書紀』は、奈良時代になって編さんされたものですから、その過程で加筆・修正された可能性もあり、すべてを鵜呑みにすることはできません。防人についても、その初見は大化2(646)年の、いわゆる大化改新詔ですが、これは後の律令条文などによって書き換えられていることが明らかにされており、全幅



の信頼を置くことはできません。こうしたことを踏まえて、先の天智天皇3年の記録が防人制の初見であり、それが白村江戦の直後であることから、敗戦後の防衛体制の一環とみるのが、現在の一般的な理解といえるでしょう。

一方で立教大学名誉教授・野田嶺志さんは、日本古代軍制史を検討する中で、防人制の成立を持統天皇3(689)年にみえる防人の記録に求めました。また防人の役割については、白村江

敗戦に伴う対外的な防衛というよりもむしろ、筑紫地域に律令制の基盤を形成することにより、いわば国内的な要因によって編成されたものとみえています。この野田さんの見解は、40年以上も前に示されたものですが、近年の研究の中でもしばしばふれられています。この見解と、先述した一般的理解とをいかに関連づけて解釈できるかが大きな課題として残されていると思います。防人制が九州固有の軍制であることも踏まえて、今一度検証することが必要だと考えています。

【バックナンバーはこちら】

ページID 7241